

令和8年度（債務）天竜区内水道水質検査業務仕様書

1. 検査内容

(1)原水においてクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査と指標菌検査を行う。

(2)浄水において52項目検査を行う。

2. 水質検査対象施設

静岡県浜松市天竜区内における水道施設（天竜・春野・佐久間・水窪・龍山の各地区）

3. 検査方法

水質検査は、水質基準に関する省令（厚生労働省令第101号）に基づき、環境大臣が定める方法によって実施する。

4. 容器の提出

採水容器（ラベル等含む）については、採水日より1週間前に天竜上下水道課及び各室へ持参すること。

5. 採取・受け渡し方法

検体は天竜上下水道課・各室で採取・保管し、下表により検査機関に受け渡すこととする。

地域自治区名	受け渡し場所	受け渡し日
天 竜	天竜上下水道課	水質検査計画書による。
春 野	春野上下水道室	
佐久間	佐久間上下水道室	
水 窪	水窪上下水道室	
龍 山	龍山水道室	

※浄水52項目の受け渡し場所は、各課・室とし、受け渡し日については、随時協議すること。

6. 契約期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

7. 水質検査結果書の提出

検査終了後速やかに水質検査成績書(検査結果)を作成し、各地区の担当課及び室にその都度提出する。

8. 業務の完了

業務が完了したときは、業務完了報告書を市に提出する。

9. 疑義の解決

この仕様書に定めない事項については、その都度協議して定めるものとする。

令和8年度（債務）天竜区内水道水質検査業務特記仕様書

1. 検査方法

- (1) クリプトスポリジウム及びジアルジア、指標菌の検査は浜松市（以下、委託者という）が採水瓶に採取し、請負者（以下、受託者という）が速やかに試験する。速やかに試験できない場合は冷暗所に保存し、12時間以内に試験すること。
- (2) 浄水52項目の検査は浜松市（以下、委託者という）が採水瓶に採取し、請負者（以下、受託者という）が、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）により、速やかに試験する。

2. 回収・運搬方法

- (1) 委託者が採取・保管した検体は、受託者が回収し専用車にて安全かつ速やかに検査施設に運搬すること。

3. 水質検査日程

- (1) 委託者は、検査項目、検査実施時期、検査実施回数等を含めた水道水質検査計画書を作成すること。
- (2) 委託者が提示する水質検査計画書の日程に基づき、計画的に検査を行うこと。
- (3) 都合により日程を変更する必要があるときは、委託者・受託者で協議すること。
- (4) 変更が決定された場合は、早急に水道水質検査計画書（業務予定表）を変更し、天竜上下水道課及び担当者に提出すること。ただし、協議において水質検査計画書（業務予定表）を変更する必要がないとされた場合は除く。
- (5) 委託者が浄水52項目検査を必要とする時は、速やかに検査を実施すること。

4. 水質検査の実施状況の確認

- (1) 委託者は、水質検査の実施状況を検査結果の根拠となる資料で確認すること。資料には試験日時・検査員氏名を示した資料、クロマトグラム、検量線データ等を含めること。
- (2) 委託者は、検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、受託者における水質検査の業務の確認に関する調査を実施し、受託者の技術能力の把握に努めること。

5. 水質検査結果の臨時報告

- (1) 検査結果で異常値が確認された場合、速やかに電話及びFAXにより委託者に連絡報告を行い、対応方法について指示を受けること。

6. 臨時検査の取扱い

- (1) 委託者は、臨時の水質検査が生じた場合には、早急に受託者に水質検査を依頼すること。
- (2) 受託者は、臨時の水質検査が必要となった場合には、早急に水質検査を実施すること。

7. 業務の目的

- (1) 天竜区内における水道の供給する飲料水の安全確保を図るため、天竜上下水道課が行なう原水検査及び給水開始前届が必要となる施設において、浄水52項目検査を実施する。

8. 業務従事者の心得

- (1) 受託者は、業務に従事する者に対し、次の事項を留意するよう指導しなければならない。
- (2) 業務責任者は、全ての従事者の指揮及び監督をする者とする。
- (3) 業務責任者は、委託者からの注文のあった内容について、速やかにその注文に従うものとする。
- (4) 粗暴な言動は、厳に慎むこと。
- (5) 業務中に異常等に気づいたときは、直ちに委託者に通報するものとする。
- (6) 業務中は、その所属する会社等の制服及び名札を着用するとともに、常に清潔な身だしなみをしなければならない。